

一 業務として住民票の写し、住民票記載事項証明（以下、「住民票等」）を必要とされる方へ 一

みよし市役所 市民課

○取得できる場合

- ・ 自己の業務として住民票等を必要とする場合
- ・ 本来、顧客自ら請求すべき住民票等を業務上のサービスとして代理で申請される場合

1. 自己の業務として住民票等を必要とする場合

【認められる理由】

自己の権利の行使	金銭の貸与を行い、債務不履行につき連絡を取ろうとしたが、把握している住所には既に住んでおらず、転出先の確認を行うため等
自己の義務の履行	顧客への保険の支払等、債務の履行義務があるが、行き先不明であるため住所の確認を行うため等
国又は地方公共団体の機関への提出	法令等により国又は地方公共団体への住民票等の提出が義務付けられている場合等

<申請に必要な書類>

(1)上記の【認められる理由】を確認できる書類

(例)・対象者との債権債務関係が分かるもの（契約書や債務残高証明書など）

- ・ 請求者が遺言の受遺者、遺言執行者の場合、公正証書の写し
- ・ 国や地方公共団体の機関へ提出を求められていることが分かるもの

※本人自署のない電子契約書等の場合、「契約内容に相違ない」という文言を記載し、代表者印または会社印の押印をしたうえで提出してください。

※必要な人の氏名が契約時と変わっている場合は、変更が分かる資料（住民票の写し等）の提出が必要になる場合があります。

※契約した法人が申出をする法人に住民票の取得に関して委任をしている場合は、その旨が確認できる書類（業務委託契約書や委任状等）の提出が必要です。

※会社の合併等により契約した法人と申出をする法人の名称が違う場合は、その旨が確認できる書類（債権売買契約書、業務委託契約書、債権譲渡契約書、債権の管理回収業務委託に関する契約書等）の提出が必要です。

(2)申出をする法人名称及び所在地、代表者氏名、担当者の氏名及び住所を記載した申請書

- ・ 備考欄に請求事由（使用目的） 使用目的や提出先等を具体的にご記入ください。「債権回収・保全のため」のような抽象的な記載ではなく、具体的にどのような業務のために必要なのかご記入ください。また、提出先がある場合は提出先もご記入ください。

(例) 令和〇年〇月〇日、××と△△の間で□□保険契約を結んだが、契約者の転居先が不明により満期給付金の支払いが不能になっているため、契約者の住所を確認する必要がある。

※請求の理由が明らかでない場合には、必要な説明を求めたり、追加の資料を求めることがあります。

(3)郵便物が届かなかったことが確認できるもの

- ・ 宛名人不明、転居先不明などで返送された郵便物

(4)申出をする担当者の本人確認書類および法人の構成員であることが確認できる書類

- ・ 本人確認書類：マイナンバーカード、運転免許証等公的な顔写真付きのものは1点、資格確認書や年金

手帳等は2点

- ・法人の構成員であることが確認できる書類：社員証、従業員証、資格確認書（社名記載のもの）、在籍証明書（在籍の法人名称と社印の押印があるもの）等 ※名刺は不可

## 2. 本来、顧客自ら請求すべき住民票等を業務上のサービスとして代理で申請される場合

<申請に必要な書類>

- ・申出をする法人名称及び所在地、代表者氏名、担当者の氏名及び住所を記載した申請書
- ・住民票の取得に関する委任状

やむを得ず委任状の準備ができない場合で、車の新規登録、抹消登録、変更登録、移転登録等で必要な場合には、その旨が確認できる契約書（社名記載のもの）

※顧客への住民票取得の説明がしてあること。顧客の方へ連絡を取る場合があります。

- ・申出をする担当者の本人確認書類および法人の構成員であることが確認できる書類  
本人確認書類：マイナンバーカード、運転免許証等公的な顔写真付きのものは1点、資格確認書や年金手帳等は2点
- ・構成員であることが確認できる書類：社員証、従業員証、資格確認書（社名記載のもの）、在籍証明書（在籍の法人名称と社印の押印があるもの）等 ※名刺は不可

※注意：上記に記載した書類等に不備や不足がある場合には、申請を受けかねることがあります。

※申請書はホームページからダウンロードしていただくことが可能です。